

2026年4月1日

接遇委員会規定

介護老人保健施設みかじま

1. 目的

職員の接遇マナー向上を目的に、施設全体で接遇に対する意識を持てるよう働きかけ職員の接遇力の向上を目指す。

2. 接遇委員会の開催日

委員会は原則として、定例開催（少なくとも3ヶ月に1回）開催する。

3. 構成・委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員長は介護課リーダーとする。
- (2) 各フロアーよりメンバーを構成する。

4. 委員会の取り組み

- (1) 窓口業務の改善に関すること
- (2) 利用者アンケートに関すること
- (3) 職員アンケートに関すること
- (4) 接遇に関する研修の実施
- (5) 接遇に関する月間目標の作成・実施

附則

平成26年4月1日制定

令和7年4月1日改定

令和8年4月1日改定